

今月は、最近注目されるようになってきた環境に関する第三者認証制度(エコステージを中心に)と、今年度の税制改正の影響(子会社等の解散について)をご紹介します。



エコ～環境への取り組み～

環境への取り組みはまず意識改革から

地球温暖化防止条約や政府の政策により、企業において地球環境に配慮した製品の開発が進み、地球環境に配慮した活動が行われています。また個人の意識も変化し、社会全体で環境問題への取り組みが加速してきています。

地球環境に配慮する活動とは

さまざまな業種の企業が環境に配慮する取り組みを行うことによって、製品開発の分野では新規参入や異業種交流が盛んになり、また企業内の体質改善など企業自体や産業全体を活性化させることも可能です。

環境へ配慮した活動による企業の活性化

独自で環境へ配慮した活動を行っている企業も多ありますが、企業活動の環境意識をさらに進める目的で、第三者認証の取得をする企業があります。

ここで第三者認証(エコステージ)を取得し、具体的な効果が出ている企業を紹介します。

取り組み事例

N 工業では、ゴミの分別や電気量の低減から取り組みを開始しましたが、以前から行っていた活動が環境改善に役立つことを気付き、全員参加で環境への取り組みを実施

定性的効果：協会会社からの評価向上、従業員の意識向上

定量的効果：在庫の大幅削減、品質不具合の低減、日本品質奨励賞(日本化学技術連盟主催)を受賞

取り組み事例

M グループでは、紙・ごみ・電気の削減から環境に配慮した製品の開発・研究において実験器具や試薬の削減を実施。「クリアデスク活動」を通じて、紙の使用量の削減を実施。

定性的効果：紙・ごみ・電気の削減から業務改善に進展

定量的効果：消費電力 11.4% 削減、OA 紙使用量 3% 削減、償却ゴミ 51% 削減

主な環境に関する第三者認証制度

	エコステージ	ISO14001	エコアクション 21
規格	・ ISO14001 に則り策定されたエコステージ規格(国内規格)	・ ISO14001 (国際規格)	・ エコアクション 21 ガイドライン(国内規格)
認証制度の特徴	・ エコステージ 1・2 を取得すると ISO14001 と同水準の環境経営が実現できる ・ エコステージ 3・4・5 と 5 段階にステージ向上させることが可能	・ 組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減 ・ 環境パフォーマンスの改善の実施	・ 環境負荷(二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量、化学物質使用量)の削減 ・ 環境報告への取り組み

第三者認証を通して個人の意識を改革し、地球環境へ配慮する企業活動を基に企業体質の変革を行ってみてはいかがでしょうか!

弊社はエコステージの認定評価機関としてエコステージ取得支援も行っておりますので、ご興味のある方は弊社担当までご連絡ください。 環境マネジメント推進本部 担当：大越・絹山 E-mail: ecoeco@mirai.jp

平成 22 年度税制改正の影響 ～ 子会社を解散させる際の注意点 ～

今回は平成 22 年度の税制改正のうち、グループ内の企業を整理するために「子会社等の解散」を検討されている方に是非とも知って頂きたい内容をご紹介します。

ポイントは次の 2 つです。

1. 子会社等の解散日を「平成 22 年 10 月 1 日以後」とすると子会社等の税金計算が従来と異なるため、解散時期による有利不利を慎重に検討する必要があります。
2. 「平成 22 年 10 月 1 日以後」に「100%子会社等」が解散した場合は、親会社の税金計算も大幅に変更されるため、やはり解散時期による有利不利を慎重に検討する必要があります。

解散した場合の税金の計算

会社が解散した場合、解散後から清算手続きが終了するまでの期間は一般的な「所得課税」でなく、「清算所得課税」という方法で税金を計算します。「清算所得課税」は「財産課税」とも呼ばれ、残余財産の価額（最終的に株主に分配される金額）から一定の金額を控除したものを課税対象とするため、債務免除益など残余財産が増加しない利益は課税されないという特徴があります。

しかし、「平成 22 年 10 月 1 日以後」に解散した場合には「清算所得課税」が廃止され、解散後も「所得課税」が継続されることとなります。

「清算所得課税」廃止の影響

「平成 22 年 10 月 1 日以後」に子会社等が解散した場合は債務免除益が課税されるため、子会社等に十分な欠損金がない場合には思わぬ税負担が発生する可能性があります。過去に期限切れとなった欠損金を利用できる特例も設けられましたが、「残余財産がないと見込まれるとき（＝実質債務超過）」しか適用が認められないなど制限があるため、この特例が利用できるか慎重に検討する必要があります。

「100%子会社」を解散した場合の親会社側の税金計算

ところで「100%子会社等」を解散した場合には「親会社側の税金計算」も大きく変更されています。従来は、100%子会社等の清算終了により、親会社では子会社株式の消滅損が費用(損金)となりましたが、「平成 22 年 10 月 1 日以後」に解散した場合には、100%子会社等が有する繰越欠損金を親会社に引継ぎ代わりに、子会社株式の消滅損を費用(損金)とすることができなくなります。

最後に

平成 22 年 9 月 30 日までに解散するには 2 カ月あまりしか残されていません。子会社等を解散させる予定がある場合には、子会社側で「清算所得課税」と「所得課税」のどちらが有利か、さらに 100%子会社等の場合には、親会社側で「子会社株式消滅損」と「100%子会社等の繰越欠損金の引継ぎ」のどちらが有利かについて、親会社と子会社それぞれで税負担のシミュレーションを行って、解散時期を慎重に判断する必要があります。



7月に入り、日差しも一層強くなって暑い日が続きますが、冷房の設定温度を 28 にしたり、水道の蛇口をこまめにしめるなどまずは身近な所から地球環境を意識して取り組んでみてはいかがでしょうか。日々のちょっとした気遣いが積み重なれば大きな削減効果が期待できます。

【ニュースレター編集委員会】三島・岡田・大谷・中村・牧野内・李蓮河・絹山

この内容についてのご意見・お問い合わせはこちらへ

Address : newsletter@miraic.jp